

△ご注意ください！

令和6年12月2日から 現行の保険証は発行されなくなります

※現在お持ちの各種健康保険被保険者証は、有効期限までそのままご利用できます。

12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない人には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

問 住民保険課 保険年金係 TEL 76-2508

！ マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします

STEP1.

マイナンバーカードを取得する！！

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請。



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録する！！

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(顔認証付カードリーダー)で行う
- ② マイナポータルから行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナ保険証利用のメリット

○健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診の結果を確認できるようになります。

○限度額適用認定証の持参が不要に！

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診の結果を確認できるようになります。
※福祉医療制度をご利用の場合は、現行の通り、受給者証の持参が必要です。

○医療費控除の添付書類がダウンロードできる！

マイナポータルと連携することで、医療費通知の情報が確認できます。
また、ダウンロードして印刷すればそのまま医療費控除の資料としても活用できます。



一体化！

※マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、厚生労働省ホームページをご参照ください。(右のQRコードを読み取りしてください)



マイナ受付は顔認証付カードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



<国民健康保険・後期高齢者医療に加入の方へ>

資格確認書

▼後期高齢者医療資格確認書

▼国民健康保険資格確認書



※カード型



※はがき型

12月2日以降マイナ保険証を利用登録されていない方については、資格確認書を当面の間職権にて交付します。

短期保険証の廃止

○令和6年12月2日以降は、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、短期保険証の仕組みが廃止されます。

短期保険証の廃止により、長期滞納がある場合、特別療養費（医療機関などの窓口負担10割）の対象者となる可能性があります。

完納が困難な場合や、やむを得ない事情により納付できないときは、早めに税務課 収納係(TEL 76-2509)までご相談ください。

該当の可能性のある人には、事前通知をしますので、必ずご確認ください。